# 上水道工事特記仕様書

## 第1条 適用

1. 奈良県広域水道企業団斑鳩事務所が発注する上水道工事の施工においては、

水道工事標準仕様書 (日本水道協会 平成22年5月)

土木工事共通仕様書(案)(斑鳩町 平成24年6月)

土木工事共通仕様書(案)(奈良県県土マネジメント部 平成31年4月)

土木工事施工管理基準 (奈良県県土マネジメント部 平成31年4月)

土木工事請負必携 (奈良県県土マネジメント部 平成31年4月)

に示す基準のほか、配水用ポリエチレンパイプシステム協会発出の施工マニュアル、 (一社)日本ダクタイル鉄管協会発出の接合要領書及び上水道工事特記仕様書による ものとする。

2. 本特記仕様書は、下記に示す工事に適用する。

工事番号 配第301号

工事名 老朽管更新工事

工事場所 斑鳩町 目安北1丁目 地内

工期 自 令和 7年 8月 7日(契約日)

至 令和 8年 2月27日

#### 第2条 作業時間及び休日

- 1. 作業時間は、昼間工事については午前9時から午後5時まで、夜間工事については午後10時から午前5時までとし、道路使用許可書を携帯し作業時間を厳守しなければならない。なお、緊急事態により作業時間が遅延した場合は、ただちに監督員に報告し許可を受けるとともに適切に対処しなければならない。
- 2. 休工日は、原則として土曜日・日曜日・祝日とする。ただし、監督員の承認を得て 休工日を変更することができる。

#### 第3条 準備作業

- 1. 事前調査では、工事に影響する建物、構造物の他、井戸の水位や水質、道路構造物についても適宜、調査を行うこと。
- 2. 受注者は、財団法人日本建設情報センター(コリンズ・テクリス)へ土木工事共通 仕様書 第1編 共通編 1-1-5のとおり工事カルテ作成及び登録を行うこと。
- 3. 受注者は、工事名、工事内容、交通規制、連絡先、等を記した書面により、工事を 予定している近隣住民に配布するとともに説明を行った後に施工しなければならな い。

- 4. 受注者は、当該工事に対して生じる地下埋設物に対して、調査、資料作成、試掘、立会等を行わなければならない。また、地下埋設物の移設が生じた場合には監督員と 工事期間について協議し移設期間を調整しなければならない。
- 5. 各埋設企業者に対し実施する地下埋設物協議については、協議書を提出してから 1 か月後の着手日とすること。

### 第4条 施工管理

- 1. 受注者は、工事の進捗状況、交通整理員配置状況、が把握できる工事工程表(週間及び全体)を毎週監督員に書面で提出し、監督員と協議を行うこと。
- 2. 受注者は、官民境界に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手し、境界杭の保全には、特に注意を払い、工事着工前に必ず境界杭の確認を行い、必要に応じて控え杭、控えピン、写真等により記録しなければならない。
- 3. 受注者は、給水管接続工事では、本管から支管、継手、曲管等の敷設状況が確認できる周辺風景が入った写真を提出すること。
- 4. 水道配水用ポリエチレン管を使用する場合、配水用ポリエチレンパイプシステム協会が発出している EF コントローラ・専用工具類の日常点検チェックシート (1回/日、使用前)及び EF 接合チェックシート (全数)を用いて日々の確認を行うこと。また、融着データと突合できるように黒板に融着番号を記載のうえ、EF 接合前と接合状況、接合後の写真 (隆起が確認できるようにすること。)を全数撮影し、週間工程会議時に上記書類を提出すること。その際に日報と照合するため、日報を持参しておくこと。
- 5. GX 形ダクタイル鉄管を使用する場合、(一社) 日本ダクタイル鉄管協会が発出している GX 形継手チェックシート及び GX 形継手継ぎ輪チェックシート(全数)を用いて日々の確認を行うこと。また、挿入後の写真については、受け口先端が白線上であることが分かるように撮影するとともに、チェックゲージにて計測を行い、規定値に収まっていることが確認できる写真についても撮影を行うこと。なお、週間工程会議に確認を行うため、まとめておくこと。

## 第5条 安全管理

- 1. 受注者は、工事現場事務所、資材及び建設機械置き場、住民用仮駐車場 等の設置 計画を書面で提出し監督員に報告しなければならない。使用する土地が農地である場 合は必要な手続きを行うこと。また、施工計画書、安全管理関係書類 等の工事に必 要な書類は、常時現場事務所に置き監督員の指示があればすみやかに提示すること。
- 2. 受注者は、道路工事現場における標示施設等の設置基準(平成18年3月31日国 道利第37号)によるものとするが、これにより難い場合は、監督員と協議するもの とする。また、当該工事について監督員より交通規制計画及び交通安全施設図により 指示した場合には、これにより施行しなければならない。

- 3. 受注者は、夜間開放時には、保安灯等を設置するものとし、工事期間中は、保安灯、 バリケード等の保守点検を行うこと。
- 4. 受注者は、積載重量制限を越えて工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 5. 受注者は、工事の施工に伴い隣接する民家、地権者等に被害が生じないよう充分施工に留意し、住民からの苦情、トラブルが生じないように努めること。また、万一苦情やトラブルが発生した場合は、すみやかに監督員へ報告し、誠意をもって対処し解決すること。
- 6. 安全施設(区画線、交差点明示等)を工事により撤去した場合については仮舗装であってもスプレー等で仮明示を行うこと。

### 第6条 環境対策

- 1. 本工事で使用する建設機械については、低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定(平成9年7月31日建設省告示第1536号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。指定建設機械を使用する場合、受注者は施工計画書にその旨明記し、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督員に提出すること。
- 2. セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施しなければならない。
- 3. 工事車両については、事故のないように留意し他の車両との通行の妨げになるので 路上駐車させてはならない。運搬経路については、施工計画書に定めた経路を通行し、 道路を汚したときには、直ちに清掃を行うこと。また、作業員の通勤車両にあっては、 駐車場を確保する等、請負者で対処すること。
- 4. 受注者は、工事による排水を適正に処理しなければならない。側溝等に排水を行う場合は常に清掃を実施すること。また、放流先については監督員と協議し適正な手続きを行うこと。

## 第7条 後片付け

1. 受注者は、奈良県広域水道企業団が行う検査について検査の対象物は清掃を行い、 検査日及び検査方法について監督員と協議を行うこと。

## 第8条 その他

1. 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年4月26日法律第48号)等に基づき、着手前に当該工事に係る再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、工事完成後すみやかに計画の実績について、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成し、各1

部提出すること。

- 2. 当該工事は、奈良県広域水道企業団が発注する公共工事であることから、常に経済 的かつ効率的な施工を重視し、不経済及び不効率である内容が判明した場合には、す みやかに監督員に報告及び協議を行った後に、監督員の指示に従わなければならない。
- 3. 交通規制範囲内及び近隣にごみ集積所がある場合、もしくは収集に影響がある場合 については受注者の責において、斑鳩町環境対策課所属衛生処理場と協議を行い、ご みの収集に影響がないように措置を講じること。
- 4. 道路上にある境界ピンなどについて、施工上影響を与えるものについては施工後に 復旧すること。
- 5. 竣工図について、A3用紙図面及びCADデータにて提出すること。
- 6. 週間工程会議に1週間の出来形(配管図面及び使用部材)を提出すること。
- 7. 同一路線において、斑鳩町建設農林課(下水道担当)による下水道工事が施工中であることから、当工事の受注者及び関係者と十分に調整を行い施工すること。
- 8. 近隣農地の農繁期作業に支障が無いよう、関係者と調整の上施工すること。